

作成日 2016年 4月 11日

改訂日 2020年 2月 19日

安全データシート

1. 【 化学品及び会社情報 】

製品名	丸和エコトップP乳剤
供給者の会社名称	丸和バイオケミカル株式会社
住所	東京都千代田区神田須田町 2-5-2
担当部門	開発本部 登録・環境グループ
電話番号 / FAX	Tel: 03-5296-2313 Fax: 03-5296-2323
推奨用途	除草剤
使用上の制限	農薬登録以外の使用は不可
整理番号	23201-02

【販売者情報】

会社名： 住商アグリビジネス株式会社
 住所： 〒101-0024
 東京都千代田区神田和泉町1番地
 住友商事神田和泉町ビル8階
 担当： 管理本部 TEL：03-5839-2400

2. 【 危険有害性の要約 】

化学品の GHS 分類(分類 JIS)

物理化学的危険性	引火性液体	区分 4
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気)	区分 4
	皮膚腐食性/刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2A
	皮膚感作性	区分 1
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	区分 1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2(肝臓、眼、血液、呼吸器、腎臓、中枢神経系、気道)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2(眼、血液、血液系、呼吸器、神経系、中枢神経系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険
 可燃性液体
 皮膚刺激
 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
 強い眼刺激
 吸入すると有害
 発がんのおそれの疑い
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 肝臓、眼、血液、呼吸器、腎臓、中枢神経系、気道の障害のおそれ
 長期にわたる、または反復ばく露による眼、血液、血液系、呼吸器、神経系、中枢神経系の障害のおそれ
 水生生物に非常に強い毒性
 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き 【安全対策】
 使用前に取扱説明書を入手すること。
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
 ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

- ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
 取扱後は手をよく洗うこと。
 取扱後は眼をよく洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 環境への放出を避けること。
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 【応急措置】 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露またはばく露の懸念がある場合: 医師/中毒情報センターに連絡すること。
 ばく露またはばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。
 気分が悪い時は医師/中毒情報センターに連絡すること。
 気分が悪い時は医師の診察/手当てを受けること。
 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。
 皮膚刺激または発疹が生じた場合: 医師の診察/手当てを受けること。
 眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。
 漏出物を回収すること。
- 【保 管】 換気の良い場所で保管すること。
 施錠して保管すること。
- 【廃 棄】 内容物、容器を関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄すること。
 都道府県知事などの許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理すること。

3. 【 組成及び成分情報 】

化学物質・混合物の区別
 化学名又は一般名

混合物

ジメテナミドP: (S)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-
 メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド

リニュロン: 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素

成分及び含有量		化審法 No.	安衛法 No.	CAS No.
＜有効成分＞				
ジメテナミドP	8.5 %	—	8-(6)-291	163515-14-8
リニュロン	12.0 %	(3)-2193	4-(13)-44	330-55-2
＜その他＞				
有機溶剤、界面活性剤等	79.5 %			
(エチルベンゼン)	0.9 %			
(キシレン)	1.1 %			
(ナフタレン)	6.1 %			
(メチルナフタレン)	12.0 %			
(トリメチルベンゼン)	2.2 %			
(灯油)	0.25%			
(N-メチル-2-ピロリドン)	5.0 %			

4. 【 応急措置 】

吸入した場合	<p>空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は医師/中毒情報センターに連絡する。 ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師の診察/手当てを受ける。</p>
皮膚に付着した場合	<p>多量の水と石鹼で洗う。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をする。 皮膚を速やかに洗浄する。 医師の診察/手当てを受ける。</p>
眼に入った場合	<p>水で数分間注意深く洗う。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続ける。 医師の診察/手当てを受ける。</p>
飲み込んだ場合	<p>口をすすぐ。 患者に意識がない場合には、口から何も与えてはならないし、吐かせてもならない。 医師の診察/手当てを受ける。</p>

5. 【 火災時の措置 】

適切な消火剤	粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス
使ってはならない消火剤	棒状注水
火災時の特有の危険有害性	加熱により容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。 消火作業の際は、保護衣を着用し、眼、鼻、口を覆う保護具(ホースマスク等)を着用するのが望ましい。

6. 【 漏出時の措置 】

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	<p>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外は近づけない。 立入る前に、密閉された場所を換気する。 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 作業に際しては適切な防護具を着用し、飛散しない方法で回収する。</p>
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材	<p>河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。 危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 大量の漏洩物の除去や廃棄処理の場合は専門家の指示による。</p>
二次災害の防止策	<p>すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 可燃物(木、紙、油等)は漏洩物から隔離する。</p>

7. 【 取扱い及び保管上の注意 】

取扱い	
技術的対策	情報なし
安全取扱注意事項	使用前に使用説明書入手する。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用する。
 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行う。
 ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避ける。
 眼との接触を避ける。
 皮膚との接触を避ける。
 接触、吸入又は飲み込まない。
 取扱後は、手、顔等を良く洗い、うがいをする。
 ラベルを良く読む。
 ラベルの記載内容以外に使用しない。
 農薬は余らせて廃棄することのないように全てを使い切る。
 使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。
 有効期限内に使用する。
 使用済み容器は他の用途には絶対に使用しない。
 自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色する恐れがあるので、散布液がかからないように注意する。
 取扱後は、着用していた衣服等を交換する。
 取扱時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯する。
 かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意する。
 情報なし
 取扱後は手をよく洗う。
 汚染された作業衣は作業場から出さない。

接触回避
 衛生対策

保管
 安全な保管条件

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、屋根、はりを不燃材料で作る。
 施錠して保管する。
 容器を密閉して換気の良い場所で保管する。
 容器は直射日光や火気を避け、冷暗所で保管する。
 食品や飲料と区別して保管する。
 小児の手の届くところに置かない。
 火気注意
 安全な容器包装材料
 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 【 ばく露防止及び保護措置 】

設備対策

本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
 管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
 工程の密閉化、局所排気その他の設備対策を実施する。

保護具

呼吸用保護具

適切な呼吸器保護具を着用する。

防塵マスク

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼、顔面の保護具

眼の保護具を着用する。

保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

顔面用の保護具を着用する。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護衣を着用する。

9. 【 物理的及び化学的性質 】

物理状態	液体
色	黄赤色
臭い	情報なし
融点/凝固点	情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	情報なし
可燃性	情報なし
爆発下限界及び爆発上限界 /可燃限界	情報なし
引火点	66.5°C(タグ密閉式)
自然発火点	情報なし
分解温度	情報なし
pH	4.8
動粘性率	情報なし
水溶解度	情報なし
n-オクタノール/水分配係数	情報なし
蒸気圧	情報なし
密度及び/又は相対密度	1.00
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	非該当

10. 【 安定性及び反応性 】

反応性	情報なし
化学的安定性	法規制に従った保管及び取り扱いにおいては安定と考えられる
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	情報なし

11. 【 有害性情報 】

急性毒性(経口)	ラット LD ₅₀ : ♀ >2000mg/kg(区分に該当しない)
急性毒性(経皮)	ラット LD ₅₀ : ♂ ♀ >2000mg/kg(区分に該当しない)
急性毒性(吸入:蒸気)	キシレン濃度 1.1%、エチルベンゼン濃度 0.9%からの推定により急性毒性(吸入:蒸気)-区分 4 とした。
皮膚腐食性/刺激性	中等度刺激性のため、区分 2 とした。
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	強度刺激性のため、区分 2A とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性 情報なし 皮膚感作性 モルモット: 皮膚感作性があるため、区分 1 とした。
発がん性	区分 2 のナフタレン濃度が 6.1%のため発がん性-区分 2 とした。
生殖毒性	区分 1B の N-メチル-2-ピロリドン濃度が 5%のため生殖毒性-区分 1B とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1(肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系)のキシレン濃度が 1.1%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)-区分 2(肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系)とした。 区分 1(眼、血液、気道)のナフタレン濃度が 6.1%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)-区分 2(眼、血液、気道)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1(呼吸器、神経系)のキシレン濃度が 1.1%、区分 1(眼、血液、呼吸器)のナフタレン濃度が 6.1%、区分 1(呼吸器、中枢神経系)のトリメチルベンゼン濃度が 2.2%、区分 2(血液系)のリニユロン濃度が 12.0%のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)-区分 2(眼、血液、血液系、呼吸器、神経系、中枢神経系)とした。
誤えん有害性	情報なし

12.【環境影響情報】

生態毒性

魚類	コイ LC ₅₀ (96h):8.2mg/L
甲殻類	オオミジンコ EC ₅₀ (48h):7.7mg/L
藻類	緑藻 ErC ₅₀ (72h):0.27mg/L
	短期(急性):藻類の ErC ₅₀ 値より、区分 1 とした。
	長期(慢性):区分 1(本混合物の成分 51.8%については水生環境有害性が不明)

残留性/分解性

情報なし

生態蓄積性

情報なし

土壤中の移動性

情報なし

オゾン層への有害性

情報なし

13.【廃棄上の注意】

使用残農薬及び付着農薬を除去した空容器を廃棄する場合は、次のいずれかの方法で適切に処理する。

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

農家等使用残農薬及び空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
使用残農薬及び空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。
使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後に適切に処理する。

14.【輸送上の注意】

国連番号	3082
品名(国連輸送名)	環境有害物質(液体)
国連分類	9(有害性物質)
容器等級	Ⅲ
海洋汚染物質	該当
MARPOL73/78 附属書Ⅱ及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	海上規制情報:IMOの規定に従う。 航空規制情報:ICAO/IATAの規定に従う。
国内規制がある場合の規制情報	陸上規制:特になし 海上規制情報:船舶安全法の規定に従う。 航空規制情報:航空法の規定に従う。
応急措置指針番号	171

15.【適用法令】

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

農薬取締法	第 23201 号		
道路法	車両の通行の制限(施行令第 19 条の 13)		
消防法(危険物、指定可燃物)	第 4 類第二石油類(非水溶性)		
毒劇物取締法	該当しない		
労働安全衛生法	第 57 条 表示対象物		
	N-メチル-2-ピロリドン	政令番号:588 の 2	5.0%
	エチルベンゼン	政令番号:70	0.9%
	キシレン	政令番号:136	1.1%
	ナフタレン	政令番号:408	6.1%
	トリメチルベンゼン	政令番号:404	2.2%

	メチルナフタレン	政令番号:582 の 2	12.0%
	第 57 条の 2 通知対象物		
	N-メチル-2-ピロリドン	政令番号:588 の 2	5.0%
	エチルベンゼン	政令番号:70	0.9%
	キシレン	政令番号:136	1.1%
	ナフタレン	政令番号:408	6.1%
	トリメチルベンゼン	政令番号:404	2.2%
	灯油	政令番号:380	0.25%
	メチルナフタレン	政令番号:582 の 2	12.0%
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)	リニュロン	第 1 種・174	12 %
	キシレン	第 1 種・80	1.1%
	ナフタレン	第 1 種・302	6.1%
	メチルナフタレン	第 1 種・438	12 %
土壌汚染対策法	該当しない		

16. 【 SDSの作成と改訂に関する情報を含むその他の情報 】

事故に伴い急性中毒の恐れがある場合

公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒110番

	一般市民専用電話 (通話料のみ)	医療機関専用有料電話 (1件につき2000円)
大阪中毒110番 (年中無休、24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば中毒 110 番 (年中無休、9～21 時対応)	029-852-9999	029-851-9999

記載内容は十分な配慮に基づき作成しておりますが、新しい知見により改訂されることがあります。本データシートは情報を提供するものであって、品質や安全性等に関していかなる保証もするものではありません。危険・有害性等の評価は必ずしも万全ではありませんので、取扱いには十分注意を払って下さい。また、注意事項は通常取扱いを対象としております。